

地域包括支援センターの充実（方向性）について （これまでの沿革）

資料 2

あきる野市介護保険事業計画策定委員会
(令和5年8月30日)

あきる野市介護保険推進委員会資料抜粋
(令和4年12月21日開催_資料4)

時 期	内 容
平成18年度	介護保険法の改正に伴い、市内全域を担当する地域包括支援センター（以下「センター」という。）を市役所内に市の直営方式により設置する。
平成20年4月	市内を2地区に分け、新たに五日市地区を担当するセンターを五日市出張所内に委託方式により設置する。
平成26年4月	秋川地区のセンターの運営を市の直営方式から専門機関への委託方式へ変更する。このことに伴い、中部地域に設置していた在宅介護支援センターの業務をセンターへ引き継ぎ、同センターを廃止する。 *変更理由：専門機関による柔軟な人事や効率的で質の高いサービスの提供や経費の削減のため。
平成27年4月	「あきる野市地域包括支援センターの職員及び運営に関する基準を定める条例」を制定する。 *制定理由：地域の自主性及び自立性を高めるための改革の推進を図るための関係法律の整備に関する法律（第3次地方分権一括法）の施行に伴い、介護保険法が改正され、従来、国が定めていたセンターに必要な職員及び運営に関する基準について、市町村が条例で定めることとなったため。
平成31年4月	新たに秋川地区を中部地域と東部地域に分け、秋川地区（東部地域）を担当するセンターを委託方式により設置する。
現在の状況	現在、市におけるセンターの設置状況については、地理的条件などを勘案して、秋川地区（東部地域）に東部高齢者はつらつセンター、秋川地区（中部地域）に中部高齢者はつらつセンター及び五日市地区（西部地域）に五日市はつらつセンターをそれぞれ1か所、合計3か所設置している。

地域包括支援センターの現状と委託の状況

あきる野市介護保険推進委員会資料抜粋
(令和4年12月21日開催_資料4)

	西部地域	中部地域	東部地域	合計
地域包括支援センター	五日市 はつらつセンター	中部高齢者 はつらつセンター	東部高齢者 はつらつセンター	
住所	五日市 411 五日市出張所 1階 電話：569-8108	秋川 5丁目1番地 8 あきる台在宅医療福 祉センター 2階 電話：550-6101	秋留 1-1-10 あきる野クリニック タウンA号1階 電話：559-1320	
担当地区	増戸地区、五日市地 区、戸倉地区及び小 宮地区	多西地区、西秋留地 区及び秋川駅とその 周辺地区	東秋留地区	
人口	20,819 人	33,378 人	26,095 人	80,292 人
高齢者人口	7,049 人	9,592 人	7,542 人	24,183 人
高齢化率	33.9%	28.7%	28.9%	30.1%
認定者数	1,045 人	1,447 人	1,007 人	3,697 人

※：認定者数に住所地特例者は含みません。(令和2(2020)年10月1日現在)

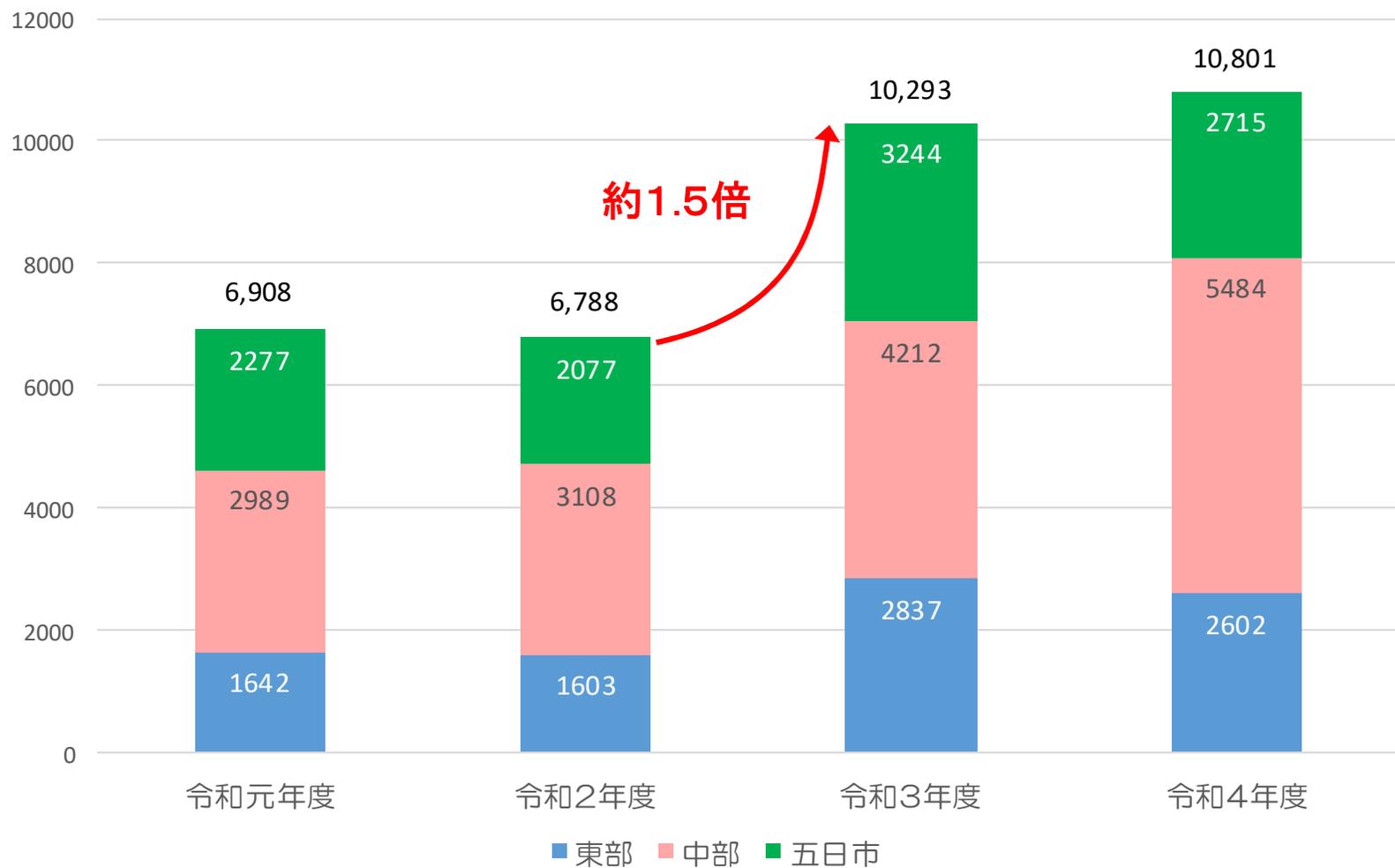
地域包括支援センターの現状と委託の状況

あきる野市介護保険推進委員会資料抜粋
(令和4年12月21日開催_資料4)

委託の期間	第8期計画期間			第9期計画期間（案）
	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6～9年度
東部高齢者はつらつセンター	債務負担行為最終年度契約	単年契約	単年契約	<ul style="list-style-type: none"> ・プロポーザル審査により公募 ・人口を踏まえたセンター数の検討 ・人員の充実の検討
中部高齢者はつらつセンター	単年契約	単年契約	単年契約	
五日市はつらつセンター	単年契約	単年契約	単年契約	
【参考】 通所型サービスC	試行的実施		東京都の伴走型支援の実施 ※資料2	本格実施

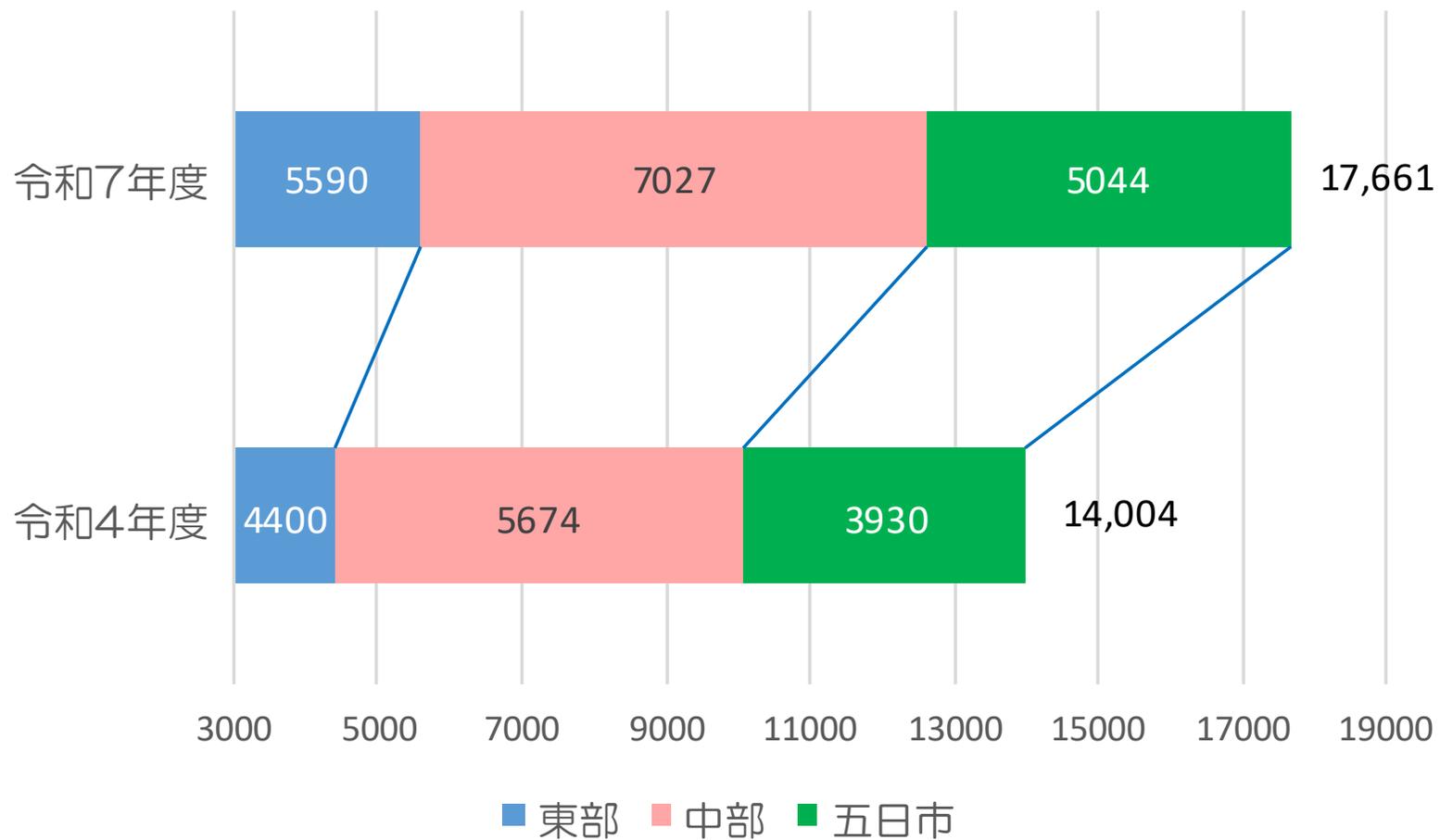
総合相談件数の推移

コロナ禍であった令和2・3年度を境に総合相談の件数は約1.5倍に増加している。



圏域別高齢者人口（75歳以上）

団塊の世代が75歳を迎える2025年（令和7年）の圏域別75歳以上高齢者人口の増加見込み（年度末の数値）



※令和7年度は参考数値（令和5年4月1日時点で72～74歳が75歳になることを想定）

あきる野市介護保険推進委員会の報告書の抜粋より

〔取りまとめ（地域包括支援センター）〕

- 日常生活圏域については、介護人材不足などを踏まえて、現在の3つの圏域であることが望ましい。
- その上で、現在の3つの地域包括支援センターの3職種（社会福祉士、介護支援専門員及び保健師等）の人員配置について、高齢者人口の増加などを踏まえて、1センターに各3職種が複数人ずつ配置されるなどの充実を図ることが望ましい。
- 人員の配置の充実については、あきる野市地域包括支援センター運営協議会で十分に議論をして方向性を出すこと。

【参考】令和5年度 全国介護保険担当課長会議資料の抜粋

地域包括支援センターの体制整備等

改正の趣旨

- 地域住民の複雑化・複合化したニーズへの対応、認知症高齢者の家族を含めた家族介護者支援の充実など、地域の拠点である地域包括支援センターへの期待や業務は増大。
- このため、居宅介護支援事業所など地域における既存の資源の効果的な活用・連携を図りながら、介護予防支援（介護予防ケアプランの作成等）や総合相談支援業務など、センターが地域住民への支援をより適切に行う体制の整備を図る。

改正の概要・施行期日

- 要支援者に行う介護予防支援について、地域包括支援センターに加えて、居宅介護支援事業所（ケアマネ事業所）も市町村からの指定を受けて実施できることとする。その際、指定を受けたケアマネ事業所は、市町村や地域包括支援センターとも連携を図りながら実施することとする。
- 地域包括支援センターが行う総合相談支援業務について、その一部をケアマネ事業所等に委託することを可能とする。その際、委託を受けたケアマネ事業所は、市町村等が示す方針に従って、業務を実施することとする。
- 施行期日：令和6年4月1日

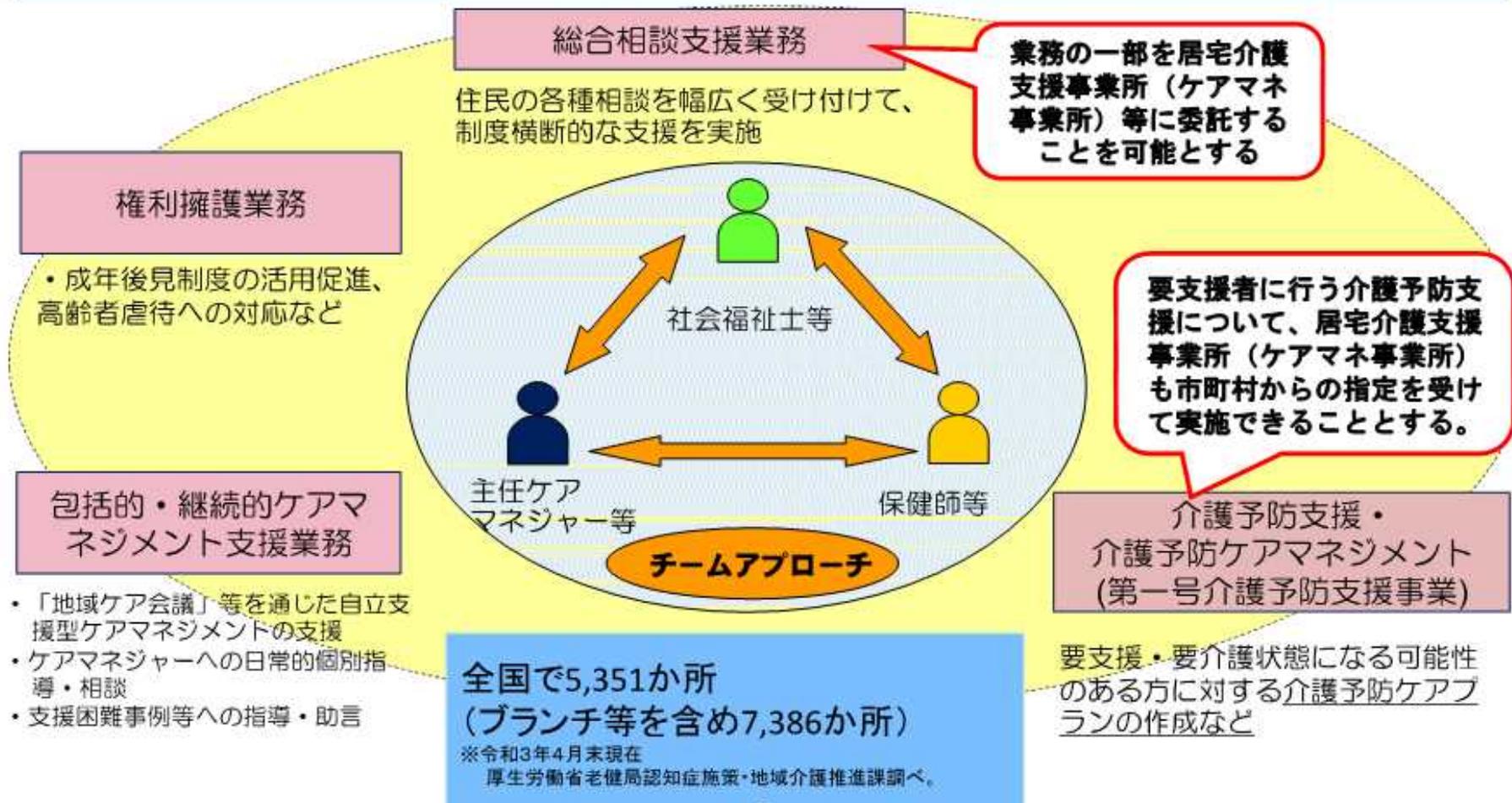
負担に感じる業務（上位3つまで） ※1037センターからの回答を集計



【参考】令和5年度 全国介護保険担当課長会議資料の抜粋

地域包括支援センターについて

居宅介護支援事業所など地域における既存の資源の効果的な活用・連携を図りながら、介護予防支援（介護予防ケアプランの作成等）や総合相談支援業務など、センターが地域住民への支援をより適切に行う体制の整備を図る。



第9期における方向性（案）

〔国において検討中の事項〕 ※今年度中に内容が示される予定

●柔軟なセンターの職員配置

人材確保が困難な現状を踏まえ、3職種の配置は原則としつつ、センターによる支援の質が担保されることに留意した上で、複数拠点で合算して3職種を配置することや、「主任介護支援専門員その他これに準ずる者」の「準ずる者」の範囲の適切な設定など、具体的な内容について検討中。

介護保険推進委員会の内容及び国の基本指針等を踏まえ、次のとおりまとめる。

地域包括支援センターの業務負担軽減と質の確保、体制整備を図るため、

- 日常生活圏域は現在の3圏域を継続し、3職種の人員配置を充実させる。
- 団塊の世代が75歳以上となる2025年を見据え、圏域の実態に合わせた増員を行う。
- 長期委託による受託法人の人材確保の負担軽減を図るため、委託期間を定めた受託法人の選定を検討する。
- 人員の配置等については、あきる野市地域包括支援センター運営協議会で十分に議論し、適切な配置等を行う。